

実務経験従事証明書（ボイラー整備士免許用）

（令和7年度改定版）

1 証明を受けようとする者			
フリガナ		住 所	
氏 名			
生年月日	昭・平・令 年 月 日生		
		電話 ()	
2 証明する事項（該当するものに☑）			
【ボイラーを取扱った場合】 ☐ ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験〔ボイラー則第 113条第 1号〕 ☐ 小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験〔ボイラー則第 113条第 2号〕 ↓		【第一種圧力容器を取扱った場合】 ☐ 第一種圧力容器（小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験〔ボイラー則第 113条第 1号〕 ☐ 小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験〔ボイラー則第 113条第 2号〕 ↓	
3 上記2に従事した期間（該当するものに☑し空欄に記入）		3 上記2に従事した期間（空欄に記入）	
☐ ボイラーを取り扱わず整備の補助又は整備の業務のみ行っている場合 昭・平・令 年 月 日から 昭・平・令 年 月 日まで 経験年数 年 か月（6か月間以上必要） ☐ ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、 <u>自己の取り扱う</u> ボイラーの整備の補助又は整備の業務を自ら行っている場合 昭・平・令 年 月 日から 昭・平・令 年 月 日まで 経験年数 年 か月 ※（3年間以上必要） ↓		昭・平・令 年 月 日から 昭・平・令 年 月 日まで 経験年数 年 か月（6か月間以上必要） ↓	
4 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器（該当するものに☑し空欄に記入）			
☐ 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器が労働基準監督署長から検査証を <u>交付されている</u> 場合 検査証番号〔第_____号〕 交付者：〔_____〕労働基準監督署長 ☐ 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器が労働基準監督署長から検査証を <u>交付されていない</u> 場合 ☐ 電気事業法の適用を受けるもの ☐ 国の施設であるもの ☐ 地方公共団体の施設であるもの ☐ 自衛隊の施設であるもの ☐ その他〔法令名等 _____〕			
5 事業者による証明			
上記1の者は、上記2から4に係る経験を有することを証明します。 令和 年 月 日 事業場所在地 事業場名称 電話 () 代表者職名 代表者氏名			

※ ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習を修了した者が、自己の取り扱うボイラーの整備の作業又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算します。
※ 取り扱ったボイラー又は第一種圧力容器の検査証等の情報を記入する必要があります。

(裏面)

備考

1 事業場の倒産等により事業場の代表者による証明が不可能である場合には、実務に従事していた事業場(以下、「元の事業場」という。)の同僚であった者(以下、「証明者」という。)による証明をもって事業場の代表者の証明に代えることができます。ただしこの場合にあつては、証明者の数は原則2名とし、様式中「事業場所在地」は「元の事業場所在地」、「事業場名称」は「元の事業場名称」、「代表者職名・氏名」は「証明者の現住所、連絡先(勤務先)電話番号、氏名」と読み替え、それぞれの証明者について本人確認証明書の添付が必要です。

2 本証明書における各記載事項は労働安全衛生法令を要約したものです。正確な内容は同法令をご参照ください。

「小規模ボイラー」、「小型ボイラー」、「小規模第一種圧力容器」及び「小型圧力容器」の各用語については、以下をご参照ください。

小規模ボイラー (労働安全衛生法施行令第20条第5号各号)	小型ボイラーに該当しない次のいずれかのボイラーをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。 ○ 胴の内径が 750mm以下で、かつ、その長さが 1,300mm以下の蒸気ボイラー ○ 伝熱面積が3㎡以下の蒸気ボイラー ○ 伝熱面積が14㎡以下の温水ボイラー ○ 伝熱面積が30㎡以下の貫流ボイラー(気水分離器を有するものにあつては、当該気水分離器の内径が 400mm以下で、かつ、その内容積が 0.4㎡以下のものに限る。)
小型ボイラー (労働安全衛生法施行令第1条第4号)	労働安全衛生法施行令第 1条第 4号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。
小規模第一種圧力容器 (労働安全衛生法施行令第6条第17号各号)	小型圧力容器に該当しない次のいずれかの第一種圧力容器(以下「容器」)をいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。 ○ 加熱作用を行う容器(熱交換器、蒸煮器、消毒器、加硫器等)で内容積が 5㎡以下のもの ○ 反応作用を行う容器(反応器、オートクレーブ等)で内容積が 1㎡以下のもの ○ 蒸発作用を行う容器(蒸発器、蒸留器等)で内容積が 1㎡以下のもの ○ 高温の圧力液体を保有する容器(スチームアキュムレータ、フラッシュタンク等)で内容積が1㎡以下のもの
小型圧力容器 (労働安全衛生法施行令第1条第6号)	労働安全衛生法施行令第 1条第 6号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。検査証は交付されません。